

第5章 公共施設の統合整備と適正配置

公共施設の統合整備と適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情等を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。

なお、合併に伴い振興局となる旧川島町庁舎については、地域の課題への迅速かつ的確な対応ができるよう十分配慮し、適切な住民サービスの提供が可能となる必要な機能の整備に努めます。